

ケアハウス コスモス 利用料金表

令和元年 10月 1日現在

対象収入による区分 <small>(前年度収入から租税、社会保険料、医療費を控除)</small>		①+②+③ 合計 利用料	①	②		③
			生活費	内訳		居住に要する費用
				サービスの提供に要する費用		
1	1,500,000 以下	81,540	46,940	10,000	24,600	
	夫婦の場合	78,540	46,940	7,000	24,600	
2	1,500,001～1,600,000	84,640	46,940	13,100	24,600	
3	1,600,001～1,700,000	87,640	46,940	16,100	24,600	
4	1,700,001～1,800,000	90,640	46,940	19,100	24,600	
5	1,800,001～1,900,000	93,840	46,940	22,300	24,600	
6	1,900,001～2,000,000	96,840	46,940	25,300	24,600	
7	2,000,001～2,100,000	101,840	46,940	30,300	24,600	
8	2,100,001～2,200,000	106,940	46,940	35,400	24,600	
9	2,200,001～2,300,000	112,040	46,940	40,500	24,600	
10	2,300,001～2,400,000	117,140	46,940	45,600	24,600	
11	2,400,001～2,500,000	122,140	46,940	50,600	24,600	
12	2,500,001～2,600,000	129,240	46,940	57,700	24,600	
13	2,600,001～2,700,000	136,340	46,940	64,800	24,600	
14	2,700,001 以上	139,740	46,940	68,200	24,600	

利用料の内訳

岡山県軽費老人ホーム利用料等
取扱規定(令和元年7月23日通知)

単位＝円

① (生活費) 月額 46,940円

- ◎食費、共用費に相当します。
- ◎11月～3月は冬期加算として月額2,150円が加算されます。
- ◎居室での電気代、電話代は別途、実費負担となります。
- ◎食事を欠食したとき(3日前までに申し出であった場合)

翌月請求時に精算します 控除額

朝食250円	昼食350円	夕食350円
--------	--------	--------

② (サービスの提供に要する費用) 収入によって異なります。

- ◎夫婦で入居の場合、収入の合算額から必要経費(租税、社会保険料、医療費)を控除した額の2分の1を、それぞれ個人の対象収入とし、その金額が150万円以下の場合、サービスの提供に要する費用負担額の30%を減額します。

③ (居住に要する費用) 月額 24,600円

- ◎家賃に相当します。

- ※ ◎月途中の入退居については、日割りにより精算します。
- ※ ◎国の定める基準に基づき、年度によって改定することがあります。
- ※ ◎請求は、当月分利用料と前月分の個別電話、電気使用料を毎月上旬に発送します。
尚、利用料等の精算については、翌月請求時に精算いたします。
- ※ ◎お支払いは、請求月の20日までに持参または振込みをお願い致します。
※お支払いが、振込みの場合は、振込み料は支払い者負担となります。